

滋賀県公益認定等委員会について

1. 設置根拠（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律）

第50条 都道府県に、この法律によりその権限に属させられた事項を処理するため、審議会その他の合議制の機関（以下単に「合議制の機関」という。）を置く。

2 合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

2. その権限

新しい公益法人制度において都道府県知事が行う法人の公益性の認定等に係る事務について、都道府県知事の諮問に対し答申等を行う地方自治法上の附属機関であり、その権限の内容は次のとおり。

(1) 都道府県知事の諮問への答申

ア 公益社団・財団法人に係るもの

公益性の認定、公益目的事業等の変更の認定、都道府県知事が行う勧告・命令、公益性認定の取消し その他

イ 一般社団・財団法人に係るもの

一般社団・財団法人への移行の認可、公益目的支出計画の変更の認可、都道府県知事が行う勧告・命令、移行認可の取消し その他

(2) 都道府県知事からの書類の送付

財産目録等年次報告、公益目的支出計画実施報告書、軽微な変更等の届出

(3) 立入調査の実施

公益社団・財団法人、移行一般社団・財団法人について事務局職員による立入調査

(4) 知事への勧告

勧告、命令、公益認定または移行認定の取消しその他必要な措置について知事へ勧告

3 . 滋賀県公益認定委員会の概要

(1) 委員数

5 名（構成：法律分野、会計分野、公益活動有識者）

(2) 任期

2 年

(3) 委員の服務、身分保障等についての条例上の規定

ア 委員は独立して職権を行使すること。

イ 委員は、任期中、審議会により心身の故障のため職務の執行ができないと認められた場合等を除いて、その意に反して罷免されることがない。

ウ 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

エ 在任中、政党その他の政治団体の役員となり、または積極的に政治活動をしてはならない。